

## 令和5年度宮城県地域林政アドバイザー認定研修開催要領

- 1 開催目的 森林・林業行政において、市町村森林整備計画制度の拡充や森林経営管理制度の創設など、市町村の役割は年々重要性が増し、内容も高度化している。  
市町村の森林・林業行政支援する「地域林政アドバイザー」の育成し、地域林政支援活動を促進するため、研修会を開催するもの。
- 2 開催月日 令和5年7月27日(木)から7月28日(金)  
9月7日(木)から9月8日(金) 合計4日間
- 3 開催場所 宮城県林業技術総合センター  
(黒川郡大衡村大衡字はぬ木14)
- 4 受講対象 地域林政アドバイザーとして県内市町村の地域林政支援活動の実施を希望する下記の者  
(1) 県内市町村職員又はOBのほか、嘱託員又は臨時職員として行政事務実務経験のある者(直近5年間)  
(2) 森林組合職員又はOB  
(3) 宮城県育成経営体、改善計画認定事業主の登録事業者の職員又はOB  
※林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画  
(4) 市町村の森林・林業行政に関する業務支援のため従事を希望する者

## 5 研修日程及び内容

日時		内容	講師等	
7/27 (木)	10:00~10:15 10:15~11:00 11:00~12:00	0.75h 1.0h	【開講】 挨拶等 1 森林経営管理制度(その①) 森林・林業行政における市町村の役割 2 市町村森林整備計画 3 伐採及び伐採後の造林届出制度	県林業振興課職員 県林業振興課職員
	12:00~13:00		休憩(昼食)	
	13:00~14:00 14:00~14:30 14:40~15:25 15:25~16:10	1.0h 0.5h 0.75h 0.75h	3 森林GISの活用 4 森林の土地の所有者届出制度 5 林地台帳の整備・運用 6 森林経営計画の作成	県林業振興課職員
7/28 (金)	10:00~12:00	2.0h	7 伐採・造林・路網整備の技術	サポートセンター職員
	12:00~13:00		休憩(昼食)	
	13:00~14:30 14:40~16:10	1.5h 1.5h	8 伐採・造林の調査等 9 路網整備の調査等	サポートセンター職員
9/7 (木)	10:00~12:00	2.0h	10 森林経営管理制度(その②) 経営管理意向調査の進め方	サポートセンター職員
	12:00~13:00		休憩(昼食)	
	13:00~13:30 13:30~14:00 14:00~16:00	0.5h 0.5h 2.0h	11 林地開発許可制度 12 保安林制度 13 森林経営管理制度(その③) 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画について	県自然保護課職員 県森林整備課職員 サポートセンター職員
9/8 (金)	10:00~11:00 11:00~12:00 12:00	1.0h 1.0h	14 境界明確化・施業集約化 15 地域林政アドバイザーの実務 【閉講】	サポートセンター職員 県内で活躍する地域林政アドバイザー

※サポートセンター：平成31年4月1日に(一社)宮城県林業公社内に県が設置した宮城県市町村森林経営管理サポートセンターを指す。  
同センターには地域林政アドバイザーを3名配置している。

- 6 募集人数 15名程度  
※申込者多数により定員を超える場合は、抽選により受講者を決定することとし、受講決定者には決定次第、申込書記載の方法によりお知らせします。
- 7 募集期間 令和5年7月7日(金)まで  
※ただし、郵送の場合は、令和5年7月7日(金)の消印のあるものまでを有効とします。
- 8 申込方法 1. 別紙申込書に必要事項を記載の上、「9申込先」まで直接持参又は郵送。(※FAX及びEメールによる受付はしていません。)  
2. みやぎ森林・林業未来創造カレッジHP上(研修講座C/森林管理・事業経営コースのページC-07)からの申込。
- 9 申込先 宮城県水産林政部林業振興課(担当班:地域林業振興班)  
〒980-8570  
住所:仙台市青葉区本町三丁目8番1号(行政庁舎12階)  
電話:022-211-2914 FAX:022-211-2919  
E-mail:rinsint@pref.miyagi.lg.jp  
(※不明事項の問い合わせ先も同様です。)
- 10 その他 (1)研修の全日程を受講された方にのみ、修了証書を交付します。  
(2)修了者は「宮城県版地域林政アドバイザー名簿」に登載し県ホームページに掲載します。  
(3)本認定研修会の受講により「地域林政アドバイザー」の資格が付与されるものではありません。  
市町村から「地域林政アドバイザー」として委嘱状の交付等により任用を受けることが必要です。  
(4)新型コロナウイルスの感染者数が増加した場合などは、研修を中止又は延期することがあります。  
その場合は、当課ホームページの掲載によりお知らせいたします。